

# ～フレキシブル欠勤による賃金控除～ 必要以上に多く控除される 事象が発生!!

勝田統括センターWest Officeにて、フレキシブル欠勤を利用した社員の給料が必要以上に控除されるという事象が発生した。11月分の給与明細を確認したところ、賃金控除分が通常よりも3,000円ほど多く控除されていた。

その後、事務担当者へ確認したところ「通常はフレキシブル欠勤による控除は実労働部分を控除するべきところ、誤ってノーペイの部分(休憩時間)まで控除してしまった。」と間違いを認めて説明・謝罪を受けた。後日、企画副長からも間違いであった事の説明を受け、後日の給与にて返還すると説明を受けた。



※ 同職場では、同じように多い額の控除がされている社員、逆に控除額が少なく給与が余分に出されて過剰分を返還する社員も居ると聞いています。また、水戸支社内の他職場でも同様に必要以上に多い額の控除がされている社員がいることも確認しています。

この事象を受けて、現場からは会社に対して「信頼問題にも通ずる」として怒りや不安の声が噴出しています。

- 社員と会社の信頼関係の問題だ。「労働に対する賃金」を会社はどう見ているのか？
- 誰が実績入力したかの個人の問題ではなく、労働時間の管理の問題ではないか。
- 会社は誤って必要以上に賃金控除をしたことに対し、その説明しかしていない。全社員に周知もせずに信頼関係回復に務める誠意が全くない。厚生労働省ガイドラインに則り、適正に労働時間を管理すると言ったのは不履行である。

## 事象の原因究明と対策を早急に講じ、 全社員への丁寧な説明を求める!!